

デジタルツールの共同調達および情報システム標準化の促進業務委託仕様書

1. 概要

本仕様書は、三重県（以下「本県」という。）の「デジタルツールの共同調達および情報システム標準化の促進業務」（以下「本業務」という。）の提案に関し、必要な仕様を定めるものである。

2. 本業務の目的等

【1】 デジタルツールの共同調達の促進

県・市区町村が、自治体 DX に取り組み、住民サービスの向上・職員の業務効率化を進めるためには、それぞれの目的に応じたデジタルツールの選定・調達が必要になることが多い。職員の減少・限られた予算という制約がある中で、県と市区町村での共同調達を行うことにより、「スケールメリット」「調達事務の効率化」「同一ツール導入によるノウハウの共有」が見込まれる。本県では、これまで県内市町との様々なデジタルツールの共同調達を実現しており、今後さらに加速して取り組みを進める必要があると考えている。

本業務は、上記を踏まえたうえで、「県と市町の共同調達」、「市町間の共同調達」が進むような仕組みを調査・検討する。また、団体間のデジタルツールの導入状況の可視化を行うアプリを構築し、リアルタイムで別団体の状況を確認できるようにする。これらにより、本県主導の共同調達をさらに進めるだけでなく、県内市町発の共同調達も実現できるようにすることを目的とする。

【2】 情報システム標準化の促進

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律・政令・基本方針により、標準化対象事務として定められた主に市区町村の基幹業務システムについては、標準化が義務付けられ、令和7年度末までにガバメントクラウドを活用した標準準拠システムへ移行を目指すこととされている。都道府県には、市区町村への必要な助言、情報提供等を実施することに係る努力義務が規定され、国が作成した進捗管理等支援ツール（以下「PMO ツール」という。）を用いて、国や管内市区町村との連絡調整や、助言、情報提供について、主体的かつ主導的な役割を果たすこととされている。

これまで、県内市町は国・ベンダ等からの情報収集、具体的な進め方等の課題がある中で、各市町に応じたスケジュールを作成し、PMO ツールに登録し、取り組みを進めている。また、本県では、これまで県内市町に対して他自治体の効率的な対応方法・事例等の提供、自治体クラウドグループの協議に参加するなど、様々な支援を実施してきた。

令和5年度は、主に標準仕様と現行業務の比較検討、予算対応等を行う重要な年度になり、各市町で定めたスケジュールに則り進めていく必要がある。スケジュールに遅れが発生するまたは遅れが発生することが見込まれる市町に対しては、早急にその要因を聞き取り、助言する等の対応を行う必要がある。

本業務は、上記を踏まえたうえで、情報システムの標準化に向け、PMO ツールをメインに市町の進捗を確認し、適宜、県内市町に対してヒアリング・助言を行うことで、各市町が定めたスケジュールに遅れることのないよう、サポートすることを目的とする。

3. 委託期間

契約締結の日から令和6年3月28日（木）までとする。

4. 委託場所

三重県津市地内 他

5. 委託上限額

7,865,000円（消費税及び地方消費税を含む）

6. 本業務の内容

本業務の目的を達成するため、以下の項目について本県及び県内市町と連携し、事業を進める。事業者が主体的にスケジュール管理を行い、進行すること。以下に示すステップによる進め方を基本として想定している。ただし、より効果的な方法があれば提案し、本県の承認のもと進めることとする。

【1】 デジタルツールの共同調達の促進

スケジュールと役割分担は以下のとおり。

ステップ	項目	本県	受託事業者	WG参加市町	WG参加市町以外	想定時期
(1)	本県及び県内市町の状況確認	○	○	-	-	7月
(2)	国、他自治体、デジタルツール販売事業者の情報収集および調査	△	○	-	-	7月～8月
(3)	共同調達WG会議参加	○	○	○	-	7月～2月
(4)	県内市町調査	△	○	回答	回答	7月～8月
(5)	デジタルツールの説明会の企画・実施	△	○	参加	参加	10月～11月
(6)	可視化アプリ構築	-	○	-	-	7月～10月
(7)	可視化アプリ説明、運用	利用	○	利用	利用	11月～3月
(8)	中間報告	参加	○	参加	参加	11月
(9)	最終報告	参加	○	参加	参加	3月

○：メインとして主務的に実施する
△：サブとして助言等を行う
参加：会議等に参加する
回答：調査に回答する
利用：アプリにデータを入力し利用する

（１）本県及び県内市町の状況確認

本県及び県内市町の状況を情報収集し、今後どのようなデジタルツールが必要であり共同調達を進めるべきかを検討し、提案すること。

本県の状況は、本県から可能な限り詳細に情報提供を行う。市町の情報は、本県に対してヒアリングによって行うものとし、情報が不足する場合は（４）で調査することとする。

（２）国、他自治体、デジタルツール販売事業者の情報収集および調査

共同調達の事例について、国・自治体・民間を対象に情報の収集分析を実施する。

１ 国の事例については、Web 等を中心とした調査とする。

２ 自治体の事例については、調達や会計の仕組が共通な部分が多いことから、都道府県に対して詳細に調査する。全国都道府県アンケートを実施することを想定しており、アンケート項目について提案・作成し、本県の承認を得ること。都道府県アンケートの送付、収集については本県が行う想定である。

また、一部事務組合、県・市区町村の協議会等による共同調達実施の事例も調査に含めることとする。また、共同調達だけでなく、共同運用の実施の有無も含めて調査し、共同運用している場合は、運用主体、職員派遣の有無や運用負担金なども含めて調査すること。

３ デジタルツールの販売を行う事業者等を対象に、共同調達によるメリットがあるデジタルツールの候補を調査すること。

（１）で協議した結果も踏まえ、幅広いカテゴリから少なくとも 10 以上のツールについて共同調達を実施するための条件と想定効果をまとめて報告すること。

（３）共同調達 WG 会議参加

本県と WG 参加希望のあった市町で、デジタルツールの共同調達の具体的な調達対象、仕様作成、発注主体、費用負担割合等、整理すべき課題について、協議を行っている。基本的には Web 会議で令和 5 年 7 月～令和 6 年 2 月まで 1 カ月 2 回程度実施することを想定しているが、予算上必要なタイミングでは会議が増えることもある。基本的に本県が司会・進行するが、受託者も参加し、情報提供や議事録作成等を実施すること。

（４）県内市町調査

県内市町に対して、必要な情報を調査するため、市町アンケートを実施する。

必要なアンケート項目について提案し、アンケートを作成し、本県の承認を得ること。想定としては、市町が共同調達を望むツール、現状導入しているツール及びその運用、(1)で足りない情報等を含むものとする。

県内市町アンケートの送付、収集については本県が行う想定である。

(5) デジタルツールの説明会の企画・実施

(1)から(4)までの結果をふまえて、本県と協議のうえデジタルツールのメーカーや販売事業者による本県・市町職員向けの説明会を企画し、メーカーや販売事業者と調整し、実施すること。基本的には Web 会議で実施することを想定しており、本県・市町職員向けの連絡については本県が実施する。

(6) 可視化アプリ構築

リアルタイムで県内市町のデジタルツールの導入状況を確認できる可視化アプリを構築する。これにより、本県主導の共同調達をさらに進めるだけでなく、市町発の共同調達も実現できるようにする。

アプリの目的は、他市町の状況と自団体の状況を比較し、共同化のアイデアが容易に出ることである。このため、文字だけの出力ではなく、視覚的に見やすさを考慮したものとすること。

可視化アプリに求める基本的な要件は以下のとおり。ただし、基本となるものを記載しており、これ以外にアプリの目的を達成させるために必要になるものがあれば、対応すること。また、記載している要件の中でも、目的を達成するために変更した方がよい項目については、本県の承認のもと修正すること。

【システム全体】

インターネット上のクラウドサービスによるサービス提供とする。

Web システムとし、利用者が利用する機器（パソコン、スマホなど）に特にアプリのインストールなどは不要であること。

認証のうえ、ログインして利用するシステムとし、限られた職員のみがアクセスできること。

アプリの利用者は本県と市町のデジタル・情報担当職員を想定しており、少なくとも 30 名が同時利用できること。(必要なライセンスも本調達に含む。)

本県と市町の職員が、データの入出力が可能であること。またアプリの管理者権限については、本県のみ有することとする。

【画面】

ログイン画面、メニュー画面、入力画面、一覧画面

【ログイン画面】

ユーザ ID、パスワードでの認証とする。

【メニュー画面】

ログイン後に、入力画面と一覧画面のリンクがメニュー化された画面とする。

【入力画面】

以下の入力項目を入力できること。

市町名：

カテゴリ：

調達対象名：

数量：

利用目的：

導入状況：

調達方法：

予算金額：

契約金額：

契約期間：

契約相手先：

利用者：

共同化希望：

担当課：

担当者：

任意ファイル添付：

市町名等、ログイン情報から自動入力可能なものは、自動入力とし入力負荷を軽減すること。

入力項目の追加・削除など任意でカスタムできること。

【一覧画面】

全市町の情報を一覧で出力できること。

入力項目を選択（複数選択可）することにより、選択した入力項目のみを画面出力できること。

帳票のプリンタ出力ができることが望ましい。

【その他】

システムにアクセスできるグローバル IP を制限できることが望ましい。

アプリの概要を説明用に図示すること。

利用マニュアルを作成すること

利用に関する利用者ルール案を本県と協議のうえまとめること。

構築はアジャイルに行い、都度見直しを行い進めること。

例として、アプリの基盤はキントーンやピジョンクラウド等ノーコードツールの活用を想定している。

本契約終了後も、アプリは継続利用する予定である。このために契約や費用が必要となる場合はその契約方法、見積などを提示すること。費用対効果に優れ、後年度の負担についても十分配慮した仕組みとすること。

契約期間後の利用開始は令和6年4月1日からを想定している。

受託者がツールの構築を原則行うものとするが、本県では別途「DX 推進基盤を活用したBPR支援業務委託」を契約しており、その受託者と協力して構築をすることもできる。ただし、本契約の受託者が責任をもって構築を行うものとする。

(7) 可視化アプリ説明、運用

(6)で作成した可視化アプリを、アプリの概要図や利用者マニュアル、利用者ルールを用いて市町職員に説明し、利用を促すこと。効果的な利用がなされるよう、利用状況を確認のうえ、必要であれば利用促進のサポートを実施すること。可視化アプリについても市町から意見を収集し、より効果的に利用されるよう、必要なシステム修正を都度行うこと。

(8) 中間報告

市町に対して、事業の中間報告を行うため、報告書(中間)を作成し、提出すること。パワーポイント形式等で、見やすいものとする。本県の確認後、本県が主催する本県・市町の会議で、発表・共有すること。会議形式はweb会議となる予定だが、対面であっても対応すること。

(9) 最終報告

本事業の報告書を作成し、提出すること。事業内容を全てまとめるとともに、今後めざすべき姿についても言及し、記載すること。

【2】情報システム標準化の促進

スケジュールと役割分担は以下のとおり。

ステップ	項目	本県	受託業者	市町	想定時期
(1)	標準化進捗状況、PMO ツール利用方法の共有	○	○		7月～8月
(2)	PMO ツール確認、分析	-	○		8月～3月
(3)	遅延防止対策の実施	△	○		8月～3月

(4)	遅延団体に状況確認、助言	△	○		8月～3月
-----	--------------	---	---	--	-------

○：メインとして主務的に実施する

△：サブとして助言等を行う

(1) 標準化進捗状況、PMO ツール利用方法の共有

本県から受託事業者に、現在の県内市町の標準化の進捗状況や、PMO ツールの利用方法を共有する。

(2) PMO ツール確認、分析

PMO ツールを月次【※】で確認し、県内市町の進捗状況を確認すること。

各市町がすでに標準化に向けたスケジュールを定めているため、スケジュールと進捗を比較し、遅延等が発生していないか、また遅延が見込まれないかを確認すること。

【※】で月次としている理由は、令和5年6月現時点でPMO ツールの入力更新の反映が月次であるためである。今後、PMO ツールのバージョンアップ等により、入力更新反映のタイミングが変更された場合は、確認のタイミングについて本県と協議を行い、本県の決定に従うこと。

(3) 遅延防止対策

県内全市町が遅延しないように、スケジュールと進捗を比較し、遅延のおそれがある団体には個別連絡を行う等対策を実施すること。また、市町間で自治体クラウドグループを組成しているため、この協議に本県とともに参加し、助言等を行うこと。

(4) 遅延団体に状況確認、助言

遅延が認められる場合、該当の市町に訪問し、状況を詳細に確認すること。必要であれば本県担当も同行する。やむを得ず訪問が不可能な場合は、web 会議等で代えるものとする。そのうえで、原因がどこにあるのか検討し、助言及び必要であれば解決支援を行うこと。解決支援については、最大16人日程度と想定している。

7. 実施体制

(1) 本業務の受託者は、本業務の実施にあたって、プロジェクト全体を統括する責任者(以下「責任者」という。)を配置し、効率的なプロジェクト管理を行うこと。

(2) 本業務の受託者は、業務遂行における体制を明確にし、作業に従事する者(責任者を含む)の名簿とその連絡先を明記した作業体制表を、本契約締結時に提出すること。

(3) 原則として、契約期間を通じ、業務遂行における体制の変更は認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合には、本県に申し出ること。

(4) プレゼンテーションにおいて、説明及び質疑に対応した者を当該プロジェクトに係る実質的な責任者とする。

(5) 本県との連絡対応の窓口を一本化し、即時に対応できる体制を確立すること。

- (6) 打ち合わせについては、必要に応じ Web 会議による対応も可能とするため、希望する場合には、提案書内の業務遂行体制においてその旨言及すること。その他業務の遂行においても、対面で実施すべきことと Web 会議により可能なものを整理し、効率的な業務遂行に留意すること。

8. 実施計画書の提出

- (1) 本業務の受託者は、本業務の履行にあたって、予め実施体制、スケジュール等を記載したプロジェクト実施計画書を提出し、本県の承諾を得たうえで、実施計画書に基づき、スケジュール管理を行うこと。

なお、スケジュールを作成する際は 9 に記載する成果物の期限を参照すること。

- (2) プロジェクト実施計画書の提出期限は契約締結の日から 10 日以内とする。

9. 成果物

- (1) 納入成果物の様式、記載内容及び納入期限の詳細については、事前に本県と協議し、承認を受けた上で決定すること。

- (2) ドキュメント類については、電子媒体で提供すること。また、プログラム言語等特殊なものを除き、成果物は日本語を使用して作成すること。

- (3) 本業務の成果物及び納入時期は次のとおりとする。

- ① プロジェクト実施計画書 契約日から 10 日以内
- ② 可視化アプリで、契約期間後に契約や費用が必要となる場合は、その契約方法や見積などを提示した資料 令和 5 年 10 月 2 日
- ③ 可視化アプリのソース等含め利用に必要な資材一式、利用マニュアル、概要説明資料 令和 5 年 10 月 31 日
- ④ 中間報告書 令和 5 年 11 月 1 日
- ⑤ 最終報告書（各項目で作成した資料含む） 令和 6 年 3 月 28 日

ただし、成果品の所有権は、引き渡し完了したときに本県に移転するものとし、成果品のうち新規に発生した著作物の著作権（著作権法第 21 条から第 28 条までに規定する権利で、第 27 条及び第 28 条に定める権利を含む。以下「著作権」という。）及び成果品のうち委託者又は受託者が受託業務の従前から著作権を有する著作物から発生した二次著作物の著作権は、委託料の支払いが完了したときをもって本県に譲渡されるものとする。また受託者は著作権を譲渡した著作物に関して、著作人格権を行使しないものとする。

10. 委託料の支払方法、時期

委託料の支払は、履行確認終了後、履行確認の通知が行われた後に行うものとする。

11. 受託上の留意点

- (1) 本委託業務について、契約書及び仕様書に明示されていない事項でも、その履

行上当然必要な事項については、受託事業者が責任を持って対応すること。

- (2) 本業務の実施に要する費用は、すべて受託者の負担とすること。ただし、会議等に使用する会場は本県あるいは取組に参画する市町が用意する。
- (3) 受託事業者は、何人に対しても受託期間中又は受託期間終了後を問わず、業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。また、本委託業務で取得した個人情報の取扱いについては、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守すること。
- (4) 受託者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは速やかに担当課に報告し、担当課の指示に従うこと。
- (5) 情報セキュリティ管理については、情報セキュリティポリシーや個人情報の保護に関する法律、それぞれが独自に定める基準等のほか、関係法令、関係規定等を遵守すること。
- (6) 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

契約締結権者は、受託者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとする。

- (7) 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

受託者が契約の履行にあたって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。

ア 断固として不当介入を拒否すること。

イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。

ウ 担当課に報告すること。

エ 契約の履行において、工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じる恐れがある場合は、担当課と協議を行うこと。

なお、受託者がイ又はウの義務を怠ったときは、三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱第7条の規定により三重県物件関係落札停止要綱に基づく落札停止等の措置を講じる。